監 査 報 告 書

学校法人 谷 岡 学 園

理 事 会 御中 評 議 員 会 御中

令和元年 5月22日

監 事 西村 義明

監 事 岡山 栄雄

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人谷岡学園寄附行為第10条の規定に基づき、学校法人谷岡学園の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の業務並びに財産の状況について監査した。

監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、 重要な資料等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、 必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人谷岡学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、 すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金 明細表及び基本金明細表を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支 及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もし くは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上

(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、 当法人が別途保管しております。